

ホームタウン奨学金制度

第2種 官民連携奨学ローン返済支援に関するQ & A

Q 1. 大学等を卒業後、「一定期間、居住・就業（正規就業）すれば最大300万円を返済支援」とあるが、一定期間とはどれだけか。

A 1. 大学等を卒業後、29歳になる年度の末日までに敦賀市に居住・正規就業等すれば、1年ごとに最大100万円ずつの返済支援を3年間行います。（3年間で最大300万円を返済支援）

※正規就業等・・・正規雇用として就業していること又は市内で起業等していること

また、初回申請年度の末日において満29歳以下であることが一つの条件ですが、毎年度11月1日から11月30日までの期間に補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を市役所へ提出する必要があります。初年度で言えば、11月までに居住・就業要件を満たしてから、3ヵ月以上経過している必要がありますのでご注意ください。

※ホームタウン奨学金事業（官民連携奨学ローン返済支援）補助金 交付要綱 第7条第1項参照

Q 2. 就業先は敦賀市内でないとだめか。

A 2. 敦賀市に居住していれば、就業先は市外・県外でも対象となります。ただし、起業の場合は敦賀市内で起業することが条件となります。

Q 3. 大学等を卒業後、公務員として就労した場合は対象となるか。

A 3. 対象となります。

Q 4. 大学等を卒業後、敦賀市に居住し、正規就業したが、3年を経過する前に退職してしまった場合はどうなるのか。

A 4. 3年を経過するまでに就業先を退職又は起業した事業を廃業した場合は、退職等の日から3ヵ月以内に再び正規就業等していただければ問題ありません。

Q 5. 大学在学中に奨学ローンを借り入れたが、大学卒業後、敦賀市に居住し正規就業しなかった場合はどうなるのか。

A 5. 本制度の対象外となり、金融機関への奨学ローンの返済が必要となります。

※このQ & Aは、要綱を補完します。

Q6. 大学の専攻科（大学院ではない）に進学した場合、対象となるか。

A6. 大学（学部）を卒業後、再度、大学（専攻科）に入学することになるので、対象となります。ただし、令和6年4月1日以降の入学である必要があります。

Q7. 専門学校は対象となるか。

A7. 高等専門学校（近隣では、独立行政法人国立高等専門学校機構 福井工業高等専門学校や舞鶴工業高等専門学校）は対象となりますが、学校教育法第126条に定める専修学校、いわゆる一般的な専門学校（看護専門学校、簿記専門学校、スポーツ専門学校、理美容専門学校等）は対象外です。

Q8. 返済支援とは現金がもらえるのか。

A8. お借入れされた特定金融機関の奨学ローンの残高を減額するかたちで支援させていただくため、現金は交付いたしません。

Q9. 1年目の返済支援を受けた後、2年目の返済支援を受けるまでに市外転出や退職した場合はどうなるのか。1年目に受けた返済支援を返還する必要があるのか。

A9. この場合、2年目以降の返済支援を受けることはできませんが、1年目に受けた返済支援を返還する必要はありません。

Q10. 第2種 官民連携奨学ローン返済支援を利用するためには、どうすればいいのか。

A10. まずは、特定金融機関である敦賀信用金庫 融資部（TEL：22-9432）へお問い合わせください。敦賀市へ申請書類をご提出いただくのは、大学等を卒業し、敦賀市に居住・正規就業等した年度となります。

Q11. 敦賀信用金庫の奨学ローンについて詳細が知りたい。

A11. 市ホームページに敦賀信用金庫の本制度専用商品「ホームタウン奨学ローン」のチラシ及びURLを記載しておりますのでご参照ください。

ご不明な点については、敦賀信用金庫 融資部（TEL：22-9432）へお問い合わせください。

Q12. Uターン支援とのことだが、市内・県内の大学へ進学した場合や、県外でも自宅から通学している場合は対象にならないのか。

A12. 市内・県内の大学に進学した場合も対象となります。また、自宅から大学へ通学している場合も対象となります。

※このQ&Aは、要綱を補完します。